

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

改 正 案	現 行
（信用協同組合等の子会社の範囲等） 第四条（略） 2・3（略） 4 法第四条の二第一項第一号イ又は第四条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第二十三号を除く。）とする。 一〇十五（略） 十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業 十七〇二十六（略） 五〇一三（略）	（信用協同組合等の子会社の範囲等） 第四条（略） 2・3（略） 4 法第四条の二第一項第一号イ又は第四条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第二十三号を除く。）とする。 一〇十五（略） 十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業 十七〇二十六（略） 五〇一三（略）